

A large, multi-colored rainbow arches across the top of the page. Two small red birds, each holding a green four-leaf clover in its beak, are positioned on either side of the rainbow. The background is a light blue sky with vertical stripes.

北上市

こども計画

(令和7年度～令和11年度)

概要版



令和7年9月
北上市

1

この計画では『こどもの権利』を大切にします

『こどもの権利』ってなに？

こどもはみんな、生まれたときから幸せに生きる権利を持っています。

こどもが、自分らしく、のびのびと成長していくために必要な、こどもの基本的な人権です。こどもたちのもつ様々な権利は、「子どもの権利条約」で国際的に決められており、以下の4つの原則があります。



1

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



2

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考えます。



3

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



4

意見を表明し考慮されること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



●こどもの権利を大切にするための役割

家庭	・必要な支援を受けながら、子育てに責任を持ち、こどもを守り育てること ・こどもの気持ちを受け止め、十分に話し合うこと ・子どもにとって最も良い方法を考えて援助や指導をすること
地域	・誰もが安心して暮らせるように、安全な地域にすること ・こどもをまちづくりの一員にすること ・地域全体でこどもを見守り、育てていくこと
行政	・こどもが、自分の思いを話したり、参加できる場をつくること ・こどもが中心となって行事に取り組む場をつくること ・大人がそれぞれの役割を果たすことができるように支援すること
事業者	・従業員が仕事と家庭を両立できるように支援すること ・事業がこどもの権利の侵害につながることをしないよう適切な気配りを行うよう努めること
学校やこどもの施設	・こどもの主体的な活動を支援すること ・いじめなどを防止し、安全にかつ安心して学ぶことのできる環境をつくること ・こどもの権利について理解し、自分の意見を言えるよう支援すること



2

『北上市こども計画』とは？

1 計画策定の趣旨

北上市こども計画は、国の『こども大綱』がめざす「こどもまんなか社会」を実現するための市の施策をまとめた計画です。

全てのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、“うきうき” “わくわく” する「こどもまんなか社会」の実現を目指す計画です。

2 計画の位置づけ

この計画は、こども基本法に定める『市町村こども計画』として、『子ども・若者計画』、『子どもの貧困対策の推進に関する法律』に規定する市町村計画、『次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画』、『子ども・子育て支援事業計画』、『少子化対策基本法に基づく少子化に対処するための施策』、『放課後児童対策パッケージ』に基づく放課後児童対策推進のための行動計画』を一体化した計画です。

3 本計画の「こども・若者」の定義

本計画では、「心身の発達の過程にある人」を「こども」とし、国の「こども基本法」や「こども大綱」などを勘案し、乳幼児期から青年期（一部ポスト青年期）を対象とします。



4 計画期間

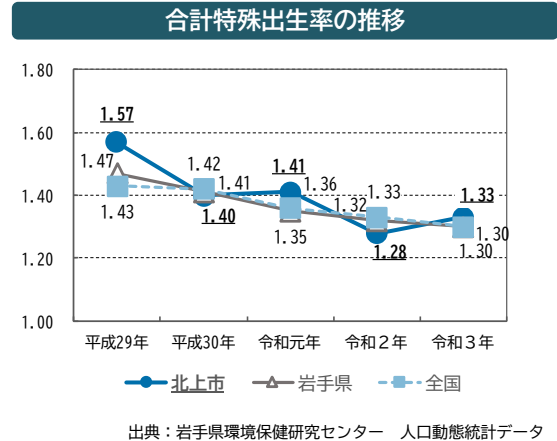
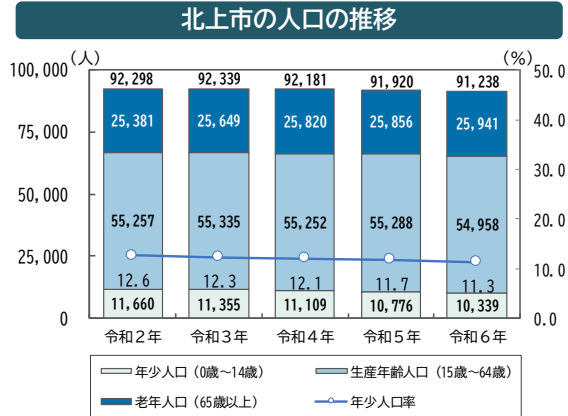
本計画は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

計画等	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
北上市総合計画	2021（令和3）～2030（令和12）年度							
北上市こども計画			2025（令和7）～2029（令和11）年度					

3

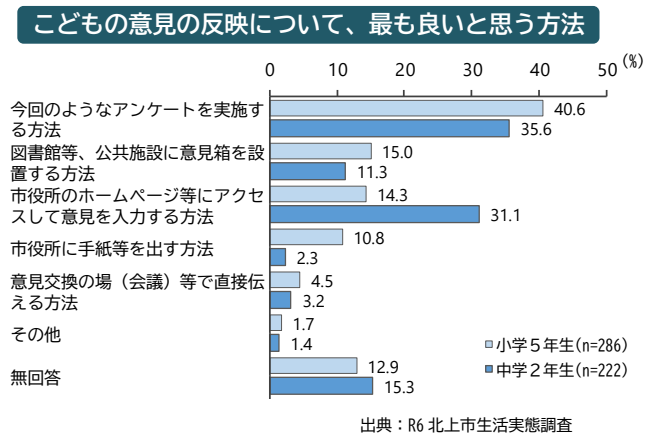
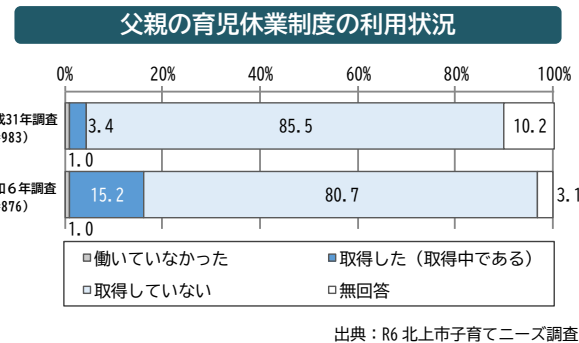
本市のこども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

1 統計からみる本市の現状

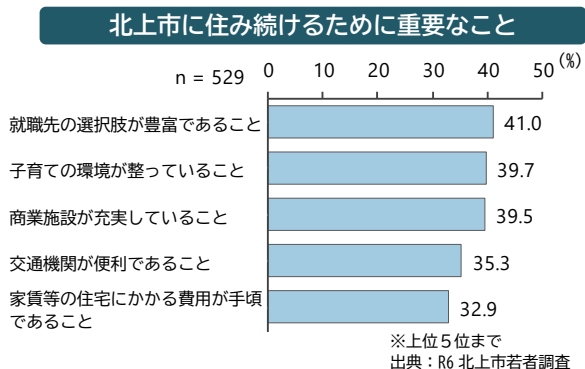
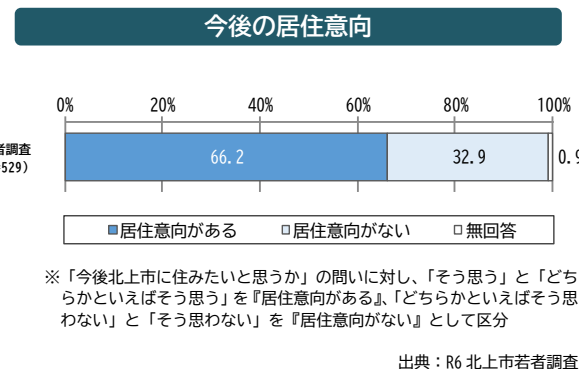


- 本市の人口は、老年人口は増加し続けており、生産年齢人口、年少人口はともに減少傾向と、少子高齢化が進行しています。
- 令和3年の合計特殊出生率は、全国・県より高くなっていますが、少子化の傾向が改善したとは判断できない状況です。

2 アンケート調査結果



- 育児休業の取得割合は増加していますが、未だ父親の8割は育児休業を取得していません。
- 子ども自身が考える「こどもの意見の反映で、最も良いと思う方法」は「今回のようなアンケートを実施する方法」の割合が最も高くなっています。



- 20～30代の若者で、北上市へ今後『居住意向がある』人は6割を超えています。
- 住み続けるために重要なことについては、「就職先の選択肢が豊富であること」、「子育ての環境が整っていること」、「商業施設が充実していること」の割合が高くなっています。

4

基本理念と基本的視点

本計画では、全てのこども・若者が活躍できる環境づくりのため、「北上市総合計画」の基本目標の一つ、“未来に輝く、未来を創る人づくり”の実現を目指し、次のとおり基本理念を定めます。

計画の 基本理念

こどもたちが夢や希望を持ち、
みんなで育て未来につなげるまち きたかみ



また、基本理念の実現に向けて施策を総合的に推進していくため、基本的視点と基本目標を次の通りとします。

基本的視点

- こども・若者一人ひとりの権利を尊重し、最善の利益を図る
- こども・若者の社会参画を促進し、こども・若者の目線や意見を反映する
- こども・若者の健やかな成長・自立に向け、切れ目のない支援を行う
- 多様な状況にあるこども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援し、良好な成育環境を確保する
- 若者の生活基盤の安定と、結婚・子育てに関する希望の実現を図る
- 家庭、関係機関、行政等が連携・協働し、地域社会全てでこども・子育てを支援する

基本目標

1 こども・若者が夢や希望を持てるまち

2 こども・若者が成長・活躍できるまち

3 子育て世帯が安心して暮らせるまち

施策の方向性

- 1 「こどもの権利」の普及・啓発と意見聴取の機会創出
(関連：重点施策1)
- 2 多様な体験・触れ合いの機会づくり (関連：重点施策2)
- 3 こどもの貧困対策の充実
- 4 障がい等のあるこども・若者への支援の充実
- 5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進
- 6 こども・若者の心の健康づくり等の推進

- 1 こどもの誕生前から幼児期までに対する支援
(関連：重点施策3)
- 2 学童期・思春期に対する支援 (関連：重点施策2)
- 3 青年期・ポスト青年期に対する支援

- 1 経済的負担の軽減
- 2 子育て、家庭教育への支援 (関連：重点施策3)
- 3 ライフ・ワーク・バランスの推進
- 4 ひとり親家庭への支援

5

重点施策

「こどもたちが夢や希望を持ち、みんなで育て未来につなげるまち きたかみ」を推進するため、下記を重点施策とし、取組を進めていきます。

重点施策 1 こどもの権利の尊重

「こども大綱」においても示されているように、こどもや若者の視点に立ち、こどもや若者にとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会の実現に向けて取組を進めていくことが重要となっています。

今回の計画策定においても、社会全体がこどもや若者の自己実現を後押しし、こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の権利や最善の利益が考慮されるよう取り組むことを最重要事項の一つであると考え、本計画の推進を図ります。



重点施策 2 多様な居場所づくり

孤独や孤立への不安、児童虐待、貧困、長期欠席、いじめ、ひきこもりなど、こどもを取り巻く課題が複雑かつ複合化するなか、「こどもの居場所づくりに関する指針」では、自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、人が生きていく上でも不可欠な要素であると示されています。

多様な居場所づくりにあたっては、行政のみで推進するものではなく、行政・学校・家庭・地域等が連携・協働し、社会全体で推進する必要があることを踏まえ、重点施策として設定します。



重点施策 3 孤立を防ぐための子育て世帯へのサポート

北上市で生まれ育っている方も、転入等によって北上市に移り住んだ方も、ひとしく子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、個々のニーズに対応した子育て支援の手を差し伸べます。

また、積極的な情報発信（子育て世代向け北上市公式LINE等）や教育・保育施設等との連携により、子育て支援事業の周知徹底・普及を図り、気軽に相談できる（相談しやすい）体制について充実を図ります。

北上市が「子育てしやすいまち」として定住してもらえるようにすることが本市の子ども子育て施策において重要な目線であると捉え、重点施策として設定します。



6

施策の展開

基本目標1 こども・若者が夢や希望を持てるまち

施策の方向性1 「こどもの権利」の普及・啓発と意見聴取の機会創出

- こども・若者が権利の主体であることの理解促進や人権教育の推進とともに、こども・若者の意見形成・表明に関する支援に取り組みます。

【具体的施策】 ■こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

施策の方向性2 多様な体験・触れ合いの機会づくり

- 多様な価値観に触れられる環境づくりや、こども・若者の様々な可能性を広げられるような教育・学習機会の創出に取り組み、こども・若者の夢や希望の発見・実現を後押しします。

【具体的施策】 ■遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
 ■こどもが暮らしやすい環境づくり
 ■こども・若者が活躍できる機会づくり
 ■こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消



施策の方向性3 こどもの貧困対策の充実

- こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の連鎖を断ち切るための取組を進め、こどもが安心して学び、健やかに成長できる環境を整えます。

【具体的施策】 ■様々な視点に応じた貧困対策
 〈教育の支援〉〈生活の支援〉〈保護者の就労の支援〉〈経済的支援〉

施策の方向性4 障がい等のあるこども・若者への支援の充実

- 障がい等のあるこどもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

【具体的施策】 ■障がい児支援・医療的ケア児等への支援
 ■慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

施策の方向性5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

- こどもへの虐待は、心身の成長や人格形成に大きな影響を与える重大な人権侵害という認識のもと、児童虐待防止や社会的擁護、ヤングケアラーの支援に関する取組を推進します。

【具体的施策】 ■児童虐待防止対策等の更なる強化
 ■社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 ■ヤングケアラーへの支援

施策の方向性6 こども・若者の心の健康づくり等の推進

- こども・若者が安心して毎日を健やかに暮らせるよう、こども・若者の自殺対策、犯罪・暴力の被害防止、交通安全対策、関連施設での災害対策の支援やインターネット利用のルール・情報モラルに関する普及啓発活動等に取り組みます。

【具体的施策】 ■こども・若者の自殺対策
 ■犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
 ■デジタル社会におけるこども・若者への支援



基本目標2 こども・若者が成長・活躍できるまち

施策の方向性1 こどもの誕生前から幼児期までに対する支援

- こどもの誕生前から幼児期までの切れ目ない母子保健の支援を行うとともに、妊産婦や乳幼児を社会全体で支え、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを推進します。

【具体的施策】 ■こどもや妊産婦の健康の確保
■こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

施策の方向性2 学童期・思春期に対する支援

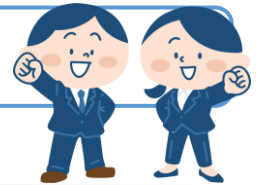
- 学童期・思春期のこどもたちが、安全・安心が確保された場で、様々な経験をしながら、社会性や自己肯定感を高めることができる環境づくりをこどもの主体性を大切にしながら推進します。

【具体的施策】 ■教育環境の充実 ■こどもたちが安心して過ごせる多様な居場所の提供
■こどもたちの心と体の健全な成長のための支援

施策の方向性3 青年期・ポスト青年期に対する支援

- 若者の状況に応じた自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの支援を、特定の年齢で途切れることなく社会全体で支えていけるよう、関係機関と連携しながら推進します。

【具体的施策】 ■就労支援、雇用等の経済的基盤の安定のための取組
■結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
■悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実



基本目標3 子育て世帯が安心して暮らせるまち

施策の方向性1 経済的負担の軽減

- 全ての子育て世帯に対し、こども・若者の健やかな成長を支えるため、国や県の動向を踏まえながら、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的な負担軽減を引き続き実施していきます。

【具体的施策】 ■子育て世帯の経済的負担の軽減

施策の方向性2 子育て、家庭教育への支援

- 保護者が、不安を抱え、地域で孤立することがないように、身近な相談窓口の充実や、親同士が交流できる場の提供、保護者の子育ての不安を軽減するための支援を推進します。

【具体的施策】 ■地域における子育て支援、家庭教育支援



施策の方向性3 ライフ・ワーク・バランスの推進

- 共働き・共育てを推進し、私生活（ライフ）と仕事（ワーク）の両立を推進するため、長時間労働の削減等の働き方改革や、市民や企業への育児休業取得促進の周知・啓発を行い、全ての家庭が安心して子育てに取り組める社会の実現を目指します。

【具体的施策】 ■ライフ・ワーク・バランスに関する周知啓発

施策の方向性4 ひとり親家庭への支援

- 支援を必要とする方への支援体制の充実を進め、経済的困窮に関する相談や、ひとり親支援に関する情報提供等を行い、こどもの成長に必要な環境を確保します。

【具体的施策】 ■ひとり親家庭への経済的支援と情報提供

7

計画の成果指標（抜粋）

基本目標1 こども・若者が夢や希望を持てるまち

指標		現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	出典
自分の将来について明るい希望を持っているこども・若者の割合	高校生	88.3%	90.0%	R6 北上市若者調査
	20～39 歳	53.8%	60.0%	R6北上市高校生調査
地域にこどもや若者の遊びや体験活動の機会が十分にあると思う若者の割合		24.4%	30.0%	R6 北上市若者調査
「今の自分が好きだ」と思う若者の割合		60.3%	70.0%	R6 北上市若者調査

基本目標2 こども・若者が成長・活躍できるまち

指標		現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	出典
待機児童数		0 人	0 人	実績
「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思う小学生の保護者の割合		91.3%	95.0%	R6 北上市子育て ニーズ調査
悩みを相談できる人（場所）がない／ないと回答する若者の割合		6.6%	5.0%	R6 北上市若者調査

基本目標3 子育て世帯が安心して暮らせるまち

指標		現況値 2024 年 (令和 6)	達成目標 2029 年 (令和 11)	出典
悩みの相談相手（場所）がない／ない保護者の割合	就学前児童保護者	8.8%	5.0%	R6 北上市子育て ニーズ調査
	小学生保護者	10.4%	8.0%	
男性の育児休業取得率		15.3%	17.0%	R6 北上市子育て ニーズ調査
ライフ・ワーク・バランスが取れていると感じる子育て世代の割合	20 歳代	63.0%	65.0%	R6 北上市 市民意識調査
	30 歳代	45.8%	50.0%	

8

子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育の認定と対象施設

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども (保育の必要性なし)	幼稚園
2号認定 学校教育を希望	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)のうち学校教育を希望	認定こども園
2号認定 上記以外	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)のうち上記以外	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育所 認定こども園 地域型保育



2 教育・保育の量の見込み

市内に居住するこどもの教育・保育の量の見込み及び確保方策について、計画最終年度の令和11年度について、以下のように設定しました。

区分	計画終了年度（令和11年度）	
	量の見込み	確保方策
幼稚園等	599人	786人
【1号】 満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども	414人	524人
【2号】 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこどものうち学校教育を希望	185人	262人
保育園等	1,874人	2,063人
【2号】 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこどものうち上記以外	958人	1,143人
【3号】 保育の必要性の認定を受けた0歳のこども	212人	212人
【3号】 保育の必要性の認定を受けた1、2歳のこども	704人	708人



9

子ども・子育て支援事業の事業概要

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。その概要は以下の通りです。

【各事業に関連する施策の方向性】

基本目標1 こども・若者が夢や希望を持てるまち

- | | |
|----------------------------------|--------------------------|
| 1-1 「こどもの権利」の普及・啓発と
意見聴取の機会創出 | 1-2 多様な体験・触れ合いの機会づくり |
| 1-3 こどもの貧困対策の充実 | 1-4 障がい等のあるこども・若者への支援の充実 |
| 1-5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 | 1-6 こども・若者の心の健康づくり等の推進 |

基本目標2 こども・若者が成長・活躍できるまち

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 2-1 こどもの誕生前から幼児期までに対する支援 | 2-2 学童期・思春期に対する支援 |
| 2-3 青年期・ポスト青年期に対する支援 | |

基本目標3 子育て世帯が安心して暮らせるまち

- | | |
|---------------------|------------------|
| 3-1 経済的負担の軽減 | 3-2 子育て、家庭教育への支援 |
| 3-3 ライフ・ワーク・バランスの推進 | 3-4 ひとり親家庭への支援 |

施策 方向性	事業名	事業概要	計画終了年度(令和11年度)	
			量の見込み	確保方策
2-1 3-2	利用者支援事業	こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	2 か所	2 か所
2-1 3-3	時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。	69 人日	80 人日
1-3 2-1 3-1	実費徴収に係る補足給付 を行う事業	世帯所得の状況等を勘案し、施設型給付を受けない幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費を助成する事業です。	10 人	10 人
2-2 3-4	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブ(学童保育所)とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	1,342 人	1,591 人
	低学年		995 人	1,179 人
	高学年		347 人	412 人
1-5 2-1 3-3	子育て支援短期利用事業 (子育て短期支援事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	6 人日	42 人日
2-1 3-2	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に、子育て家庭の孤立化を防ぐため子育てに関する情報提供などをしながら家庭訪問を行います。こども家庭センターの保健師又は助産師が訪問し、子育て家庭と顔の見える関係を築き養育環境等の把握を行う事業です。	469 人	469 人

施策 方向性	事業名	事業概要	計画終了年度(令和 11 年度)	
			量の見込み	確保方策
1-5 3-2	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	46 人	46 人
1-2 2-1	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	19,180 人回	19,180 人回
2-1 3-3 3-4	一時預かり事業	保護者の疾病やリフレッシュのため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所（ファミリー・サポート・センター事業についてはあずかり会員の家）で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。	29,622 人日	29,622 人日
	幼稚園型		27,443 人日	27,443 人日
	一般型		1,188 人日	1,188 人日
	ファミリー・サポート・センター（未就学児）		991 人日	991 人日
2-1 2-2	病児・病後児保育事業	病中期あるいは病気の回復期にある児童及び体調不良の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。	697 人日	697 人日
2-1 3-3	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	245 人日 （就学児のみ）	245 人日 （就学児のみ）
2-1	妊産婦健康診査事業	妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び産後の適時必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	362 人	362 人
1-5	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。	41 人日	実施未定
1-5 2-2	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。	26 人	実施未定

施策 方向性	事業名	事業概要	計画終了年度(令和 11 年度)	
			量の見込み	確保方策
1-6 3-2	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。	5 人	実施未定
2-1 3-1	妊婦のための支援給付事業(妊婦等包括相談支援事業)	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の支援を充実させるとともに、経済的な負担を軽減するために給付金の支給を行っています。	1,279 回	1,279 回
2-1	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園支援事業)	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所、認定こども園、幼稚園等に通うことができる新たな通園給付です。	9 人日	9 人日
	0 歳		3 人日	3 人日
	1 歳		3 人日	3 人日
	2 歳		3 人日	3 人日
2-1	産後ケア事業	出産後、自宅に戻って、お産や育児疲れで体調がよくない、赤ちゃんのお世話や生活リズムがわからない、授乳が上手くいかない等のお母さんの困りごとに、助産師・保健師がケアを行います。 主に「産後デイサービス(1日)(半日)」「訪問型サービス」の3つのサービスを提供しています。	670 人日	670 人日
2-1	乳幼児健康診査事業	こどもの健康課題等のスクリーニングだけでなく、保護者の育児不安等への子育てのサポートを行い、こどもの健やかな発育・発達の促進や保護者の育児不安等の軽減を図るために適切なアドバイスを行います。4か月、10か月、1歳6か月、2歳6か月及び3歳6か月の集団健康診査において多職種のスタッフがワンストップで行う支援を提供しています。	1,850 人日	1,850 人日
	4 か月健診		347 人日	347 人日
	10 か月健診		363 人日	363 人日
	1 歳 6 か月健診		359 人日	359 人日
	2 歳 6 か月健診		392 人日	392 人日
	3 歳 6 か月健診		389 人日	389 人日



1 相談窓口

市では、こどもや子育て、生活や健康に関する困りごとなどを、各課・各支援機関が連携しながら、解決に向けて一緒に考える支援体制を整備しています。困ったときは相談してください。

子育てのこと	こども家庭センター	0197-72-8297
	北上市地域子育て支援センター（おやこセンター）	0197-63-2118
	江釣子保育園地域子育て支援センター	0197-77-3920
	おにやなぎ保育園地域子育て支援センター	0197-67-1021
	ときわだい保育園地域子育て支援センター	0197-72-6856
地域福祉のこと	北上市福祉部地域福祉課	0197-72-8213
健康のこと	北上市保健センター hoKko 健康相談（健康づくり課）	0197-72-8296
教育のこと	北上市教育委員会 教育相談電話	0197-65-3365

2 その他

◆ 子育て世代向け 北上市公式 LINE

市では、忙しい子育て世代が、自由な時間に子育てサービスを受けられるよう、子育て世代向けの市公式 LINE で様々な情報を配信しています。

今後も皆様の声を聞きながら機能を強化していき、子育てのように「地域の皆さんに育ててもらいながら成長する LINE」を目指します。

北上市
LINE 公式
アカウント



◆ きたかみ子育てガイドブック

市では、妊娠・出産に関わる支援や保育園・幼稚園・学童保育所の情報、各種相談機関の紹介など、幅広い子育て支援の情報をまとめた「子育てガイドブック」を作成しています。



◆ 北上市社会福祉協議会 なんでも心配ごと相談センター

北上市社会福祉協議会では、市民が抱える様々な相談に対し、解決へのアドバイスや専門機関及び関係機関への紹介を行っています。

・相談・面談予約：0197-64-2081

北上市
社会福祉
協議会 HP



◆ チャイルドライン（18 歳までのこども向け）

悩み相談はもちろん、日常のちょっとしたことやだれにも言えないことなど、子どもたちのどんなお話でもきいてくれます。

・電話：0120-99-7777

・チャット：ホームページの「チャットで話す」から入れます

URL：<http://childline.or.jp/index.html>

チャイルド
ライン HP



北上市 こども計画 概要版



北上市 健康こども部 子育て支援課

住所 〒024-0092 岩手県北上市新穀町一丁目 4 番 1 号 ツインモールプラザ西館 2 階 hoKko

(TEL) 0197-72- 8260 (FAX) 0197-65-3834 (URL) <https://www.city.kitakami.iwate.jp/>